

各位

法学政治学研究科では、来年度、アジアビジネス法を題材とする科目を新たに2つ開講します。このうち、来月からのSセメスターで開講されるAsian Business Law Seminar 1 (ABLS1)では、日本企業の進出が著しいアジアにおける英米法(コモンロー)を、シンガポールのビジネス法を通して概観します。コモンローの基礎および主なビジネス法分野(契約法、不法行為法、財産法、会社法、代理法)を題材として、アジアのコモンローの概要や特徴を把握するとともに、他のコモンロー系国や大陸法系国との比較を通じて、両者の相違点に対する理解を深め、ビジネスにおける留意点やリスクマネジメントの手法も探っていきます。

企業法務部員や弁護士にとって、コモンローの知識は、もはや「一般教養」だという声もあるほど重要な分野ですが、これを基礎からまとめて学ぶ機会はなかなかありません。本科目は、アジアにおける取引の準拠法としても頻繁に用いられるシンガポール法、および、同法を通じコモンローのエッセンスを鳥瞰的に学ぶ機会を提供しようというものです。企業法務部員や弁護士を志望する諸君を主な対象としていますが、それ以外の諸君にとっても、この知識は将来必ず役に立つ場面があると思われれます。

第1回(4月6日)は日本語によるイントロダクションを予定しており(担当:平野)、授業の目的や全体像、若干のキーワードなどを解説します。第2回からは、本学の戦略的パートナーであるシンガポール国立大学(NUS)の客員講師6名が上記各分野をそれぞれ担当します。授業はすべて英語による講義形式で行われますが、毎回講師が指定する20頁から30頁程度の資料を事前に通読し、予備知識を持って参加することが求められます。評価は英語による期末レポート(A4で5~6頁、3,000ワード程度のもの1本を予定)および平常点(出席および授業への積極的参加等)によることとしています。疑問点や不明点などは、都度NUSの講師に質問しても、事後的に平野に質問しても、いずれでも構いません。皆さんの理解を確かなものとするために、講師全員が可能な限りのサポートをしますので、ぜひトライしてみてください。なお、授業時間は原則として毎週金曜日3限(13時~14時45分)ですが、一部例外があります。詳細はシラバスを確認してください。

以 上

平野温郎